

# 福岡県公報

平成二十一年四月十五日  
第二千九百五十五号  
増刊 ①

## 目次

再掲

福岡県税条例等の一部を改正する条例

(税務課) …………… 一

## 再掲

福岡県公告式条例(昭和二十五年福岡県条例第四十六号)第二条第二項ただし書の規定により掲示したものを、ここに再掲する。

福岡県税条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十一年三月三十一日

福岡県知事 麻生 渡

福岡県条例第三十二号

福岡県税条例等の一部を改正する条例

(福岡県税条例の一部改正)

第一条 福岡県税条例(昭和二十五年福岡県条例第三十六号)の一部を次のように改正する。

目次中

「第七節 削除」を

「第七節 自動車取得税(第三十五条 第四十五条)

第七節の二 軽油引取税(第四十六条 第四十七条の二十七)」に、

「第一節 自動車取得税(第八十七条 第八十七条の十一)」を

第二節 軽油引取税(第八十八条 第一百五条)

「第一節及び第二節 削除」に改める。

第三条第一項中第九号を第十一号とし、第八号を第十号とし、第七号を第九号とし、第六号の次に次の二号を加える。

七 自動車取得税

八 軽油引取税

第三条第二項中、「自動車取得税、軽油引取税」を削る。

第四条第四項中「第九十五条の二」を「第四十七条の十二」に改め、同条第五項中

「第八十七条の六」を「第四十条」に改める。

第九条第一項中「狩猟者登録税、自動車取得税、経油引取税及び入猟税」を「自動車取得税、軽油引取税及び狩猟税」に、「本条」を「この条」に、「本項」を「この

項」に改める。

第二章第七節を次のように改める。

第七節 自動車取得税

(自動車取得税の納税義務者等)

第三十五条 自動車取得税は、自動車の取得に対し、その自動車の取得者に課する。

2 前項の「自動車」とは、道路運送車両法(昭和二十六年法律第百八十五号)第二

条第二項に規定する自動車(自動車に付加して一体となつて物として施行令第

四十二条に規定するものを含む。)をいい、同法第三条の大型特殊自動車及び小型

特殊自動車並びに同条の小型自動車及び軽自動車のうち二輪のもの(側車付二輪自

動車を含む。)を除くものとし、同項の「自動車の取得」には、自動車製造業者の

製造による自動車の取得、自動車販売業者の販売のための自動車の取得その他施行

令第四十二条の二に規定する自動車の取得を含まないものとする。

(自動車取得税のみならず課税)

第三十六条 前条第一項の自動車(以下この節において「自動車」という。)の売買

契約において、売主が当該自動車の所有権を留保している場合においても、当該売

買契約の締結を同項の自動車の取得(以下この節において「自動車の取得」という

)と、買主を自動車の取得者とみなして、自動車取得税を課する。

2 前項の規定の適用を受ける自動車について買主の変更があつたときは、当該買主

の変更に係る契約の締結を自動車の取得と、新たに買主となる者を自動車の取得者

とみなして、自動車取得税を課する。

3 自動車製造業者、自動車販売業者又は施行令第四十二条の二に規定する自動車の取得をした者（以下この項において「販売業者等」という。）が、その製造により取得した自動車又はその販売のためその他運行（道路運送車両法第二条第五項に規定する運行をいう。以下この条において同じ。）以外の目的に供するため取得した自動車について、当該販売業者等が運行の用に供した場合（当該販売業者等から当該自動車の貸与を受けた者がこれを運行の用に供した場合を含む。）においては、当該運行の用に供することを自動車の取得と、当該販売業者等を自動車の取得者とみなして、自動車取得税を課する。この場合において、当該販売業者等が、当該自動車について、同法第七条の規定による登録を受けたとき（当該登録前に第一項の規定の適用がある自動車の売買がされたときを除く。）、同法第六十条の規定による自動車検査証の交付を受けたとき（同法第五十九条第一項に規定する検査対象軽自動車に係る場合に限る。）又は同法第九十七条の三の規定による届出をしたときは、当該自動車の登録、自動車検査証の交付又は届出を当該運行の用に供することとみなす。

4 法の施行地外で自動車を取得した者が、当該自動車を県内に持ち込んで運行の用に供した場合には、当該自動車を運行の用に供することを自動車の取得と、当該自動車を運行の用に供する者を自動車の取得者とみなして、自動車取得税を課する。（自動車取得税の課税標準）

第三十七条 自動車取得税の課税標準は、自動車の取得価額とする。

2 次に掲げる自動車の取得については、施行規則第八条の十四に規定するところにより算定した金額（以下この条において「通常の取引価額」という。）を前項の取得価額とみなす。

一 無償でされた自動車の取得又は自動車を譲渡した者が親族その他当該自動車を取得した者と特殊の関係にある者で施行令第四十二条の五第一項に規定するものである場合その他特別の事情がある場合における自動車の取得で同条第二項に規定するもの

二 代物弁済に係る給付として又は交換若しくは民法第五百五十三条の負担附贈与（被相続人から相続人以外の者に対してされた同法第一千二条第一項の負担附贈を含む。）に係る財産の移転としてされた場合における自動車の取得

三 第三十六条第三項又は第四項の規定により自動車の取得があつたものとみなされる場合における当該自動車の取得

（自動車取得税の税率）

第三十八条 自動車取得税の税率は、百分の三とする。

（自動車取得税の免税点）

第三十九条 自動車の取得価額が十五万円以下である自動車の取得に対しては、自動車取得税を課さない。

（自動車取得税の納税地）

第四十条 自動車取得税（軽自動車に係るものを除く。）の納税地は、当該自動車の主たる定置場の所在地を管轄する九州運輸局福岡運輸支局又は同支局の自動車検査登録事務所所在地とする。

2 軽自動車に係る自動車取得税の納税地は、当該軽自動車の主たる定置場の所在地を管轄する軽自動車検査協会福岡主管事務所又は同事務所の支所の所在地とする。

（自動車取得税の徴収の方法）

第四十一条 自動車取得税の徴収については、申告納付の方法によらなければならない。

い。

（自動車取得税の申告納付）

第四十二条 自動車取得税の納税義務者は、次の各号に掲げる自動車の取得の区分に応じ、当該各号に定める時又は日までに、規則に定める申告書を知事に提出するとともに、その申告した税額を納付しなければならない。

一 道路運送車両法第七条の規定による登録、同法第五十九条の規定による検査（検査対象軽自動車に係るものに限る。）又は同法第九十七条の三の規定による届出がされる自動車に係る自動車の取得 当該登録、検査又は届出の時

二 道路運送車両法第十三条の規定による登録を受けるべき自動車の取得 当該登録を受けるべき事由があつた日から十五日を経過する日（その日前に当該登録を受けたときは、当該登録の時）

三 前二号の自動車の取得以外の自動車の取得で、道路運送車両法第六十七条第一項の規定による自動車検査証の記入を受けるべき自動車の取得又は施行規則第八条の十六に規定する自動車の取得 当該記入を受けるべき事由があつた日から十

五日を経過する日（その日前に当該記入を受けたときは、当該記入の時）又は施行規則第八条の十七に規定する日

四 前三号の自動車の取得以外の自動車の取得 当該自動車の取得の日から十五日を経過する日

2 自動車取得税の納税義務者は、前項又は法第二百二十三条の規定によつて自動車取得税額（当該自動車取得税額に係る延滞金額を含む。以下この条において同じ。）を納付する場合においては、証紙代金収納計器により当該自動車取得税額に相当する金額が表示された前項の申告書又は規則に定める修正申告書を知事に提出しなければならぬ。

3 自動車取得税の納税義務者は、知事が特別の事情があると認めるときは、前項の規定にかかわらず、当該自動車取得税額に相当する現金を納付することができる。

4 第二項に規定する証紙代金収納計器による自動車取得税額に相当する金額の表示の方法その他証紙代金収納計器による自動車取得税の徴収について必要な事項は、知事が定める。

（自動車の取得に係る報告の義務）

第四十三条 自動車の取得をした者は、その取得価額が十五万円以下である場合又は当該自動車の取得が法第一百五十五条第二項各号に掲げる自動車の取得である場合においては、前条第一項各号に掲げる自動車の取得の区分に応じ、当該各号に掲げる時又は日までに、規則に定める報告書を知事に提出しなければならない。

（譲渡担保財産の取得に対して課する自動車取得税の納税義務の免除等）

第四十四条 知事は、譲渡担保権者が譲渡担保財産として自動車の取得をした場合において、当該譲渡担保財産により担保される債権の消滅により当該取得の日から六月以内に譲渡担保権者から譲渡担保財産の設定者に当該譲渡担保財産に係る自動車を移転したときは、譲渡担保権者による当該譲渡担保財産に係る自動車の取得に対する自動車取得税に係る徴収金を免除する。

2 知事は、自動車の取得者から自動車取得税について前項の規定の適用があるべき旨の申告があり、当該申告が真実であると認めるときは、当該取得の日から六月以内の期間を限つて、当該自動車の取得に係る自動車取得税に係る徴収金の徴収を猶予する。

3 前項の申告をする者は、規則に定める申告書を第四十二条第一項に規定する申告をする際、併せて知事に提出しなければならない。

4 知事は、第二項の規定によつて徴収の猶予をした場合には、その徴収の猶予をした税額に係る延滞金額中当該徴収の猶予をした期間に対応する部分の金額を免除する。

5 知事は、第二項の規定によつて徴収の猶予をした場合において、当該徴収の猶予に係る自動車取得税について第一項の規定の適用がないことが明らかとなつたときは、当該徴収の猶予を取り消さなければならない。この場合において、徴収の猶予を取り消された者は、直ちに当該徴収の猶予がされた自動車取得税に係る徴収金を納付しなければならない。

6 知事は、自動車取得税に係る徴収金を徴収した場合において、当該自動車取得税について第一項の規定の適用があることとなつたときは、同項の譲渡担保権者の申請に基づいて、当該徴収金を還付する。

7 知事は、前項の規定により自動車取得税に係る徴収金を還付する場合において、還付を受ける者の未納に係る徴収金があるときは、当該還付すべき額をこれに充当する。

（自動車の返還があつた場合の自動車取得税の還付又は納付義務の免除）

第四十五条 知事は、自動車販売業者から自動車の取得をした者が、当該自動車の性能が良好でないことその他これに類する理由で施行規則第八条の十九に規定するものにより、当該自動車の取得の日から一月以内に当該自動車を当該自動車販売業者に返還したときは、その者の申請により、当該自動車の取得に対する自動車取得税額が既に納付されているときはこれに相当する額を還付し、当該自動車取得税額がまだ納付されていないときはその納付の義務を免除する。

2 前条第七項の規定は、前項の規定により自動車取得税額を還付する場合について準用する。

第二章第七節の次に次の一節を加える。

第七節の二 軽油引取税

（軽油引取税の納税義務者等）

第四十六条 軽油引取税は、特約業者又は元売業者からの軽油の引取り（特約業者の

元売業者からの引取り及び元売業者の他の元売業者からの引取りを除く。次項において同じ。）で当該引取りに係る軽油の現実の納入を伴うものに対し、その数量を課税標準として、その引取りを行う者に課する。

2 前項の場合において、特約業者又は元売業者からの軽油の引取りを行う者が当該引取りに係る軽油の現実の納入を受けない場合に当該軽油につき現実の納入を伴う引取りを行う者があるときは、その者が当該納入の時に当該特約業者又は元売業者から当該納入に係る軽油の引取りを行ったものとみなして、同項の規定を適用する。

3 軽油引取税は、前二項に規定する場合のほか、特約業者又は元売業者が炭化水素油（炭化水素とその他の物との混合物又は単一の炭化水素で、一気圧において温度十五度で液状であるものを含む。以下この節において同じ。）で軽油又は揮発油（揮発油税法（昭和三十三年法律第五十五号）第二条第一項に規定する揮発油（同法第六条において揮発油とみなされるものを含む。）をいう。以下この節において同じ。）以外のもの（同法第十六条又は第十六条の二に規定する揮発油のうち灯油に該当するものを含む。以下この節において「燃料炭化水素油」という。）を自動車の内燃機関の燃料として販売した場合においては、その販売量（第四十七条の二十四第一項第三号の規定により譲渡の承認を受けた当該販売に係る燃料炭化水素油に既に軽油引取税又は揮発油税が課され、又は課されるべき軽油又は揮発油が含まれているときは、当該含まれている軽油又は揮発油に相当する部分の炭化水素油の数量を控除した数量とする。）を課税標準として、当該特約業者又は元売業者に課する。

4 軽油引取税は、前三項に規定する場合のほか、特約業者又は元売業者以外の石油製品の販売業者（以下この節において「石油製品販売業者」という。）が、軽油に軽油以外の炭化水素油を混和し若しくは軽油以外の炭化水素油と軽油以外の炭化水素油を混和して製造された軽油を販売した場合又は燃料炭化水素油を自動車の内燃機関の燃料として販売した場合においては、その販売量（第四十七条の二十四第一項第一号若しくは第二号の規定により製造の承認を受けた当該販売に係る軽油又は同項第三号の規定により譲渡の承認を受けた当該販売に係る燃料炭化水素油に既に軽油引取税又は揮発油税が課され、又は課されるべき軽油又は揮発油が含まれてい

るときは、当該含まれている軽油又は揮発油に相当する部分の炭化水素油の数量を控除した数量とする。）を課税標準として、当該石油製品販売業者に課する。

5 軽油引取税は、前各項に規定する場合のほか、県内に主たる定置場が所在する自動車の保有者（自動車の所有者その他自動車を使用する権利を有する者で、自己のために自動車を運行の用に供するものをいう。以下この節において同じ。）が炭化水素油を自動車の内燃機関の燃料として消費した場合（当該自動車を道路において運行の用に供するため消費した場合に限る。）においては、当該炭化水素油の消費に対し、消費量（当該消費に係る炭化水素油（燃料炭化水素油にあつては、第四十七条の二十四第一項第四号の規定により消費の承認を受け、又は同条第六項の規定により自動車用炭化水素油譲渡証の交付を受けたものをいう。）に既に軽油引取税又は揮発油税が課され、又は課されるべき軽油若しくは燃料炭化水素油又は揮発油が含まれているときは、当該含まれている軽油若しくは燃料炭化水素油又は揮発油に相当する部分の炭化水素油の数量を控除した数量とする。）を課税標準として、当該自動車の保有者に課する。

6 軽油引取税は、前各項に規定する場合のほか、軽油引取税の特別徴収義務者がその特別徴収の義務が消滅した時に軽油を所有している場合（特別徴収義務者が引渡しを行つた軽油につき現実の納入が行われていない場合を含む。）においては、その所有に係る軽油（引渡しの後現実の納入が行われていない軽油を含む。以下この項及び第四十七条の十四第四号において同じ。）の数量（当該所有に係る軽油に既に軽油引取税が課され、又は課されるべき軽油が含まれているときは、当該所有に係る軽油の数量から当該含まれている軽油に相当する部分の数量を控除して得た数量）で施行令第四十三条の二の規定によつて算定したものを課税標準として、その者に課する。

（軽油引取税のみならず課税）

第四十七条 軽油引取税は、前条に規定する場合のほか、次の各号に掲げる者の当該各号に掲げる消費、譲渡又は輸入に対し、当該消費、譲渡又は輸入を同条第一項に規定する引取りと、当該消費、譲渡又は輸入をする者を同項に規定する引取りを行う者とみなし、その数量を課税標準として、それぞれ当該消費、譲渡又は輸入をする者に課する。

- 一 特約業者が軽油を自ら消費する場合における当該軽油の消費
- 二 元売業者が軽油を自ら消費する場合における当該軽油の消費
- 三 第四十七条の四に規定する軽油の引取りを行った者が他の者に当該引取りに係る軽油を譲渡する場合における当該軽油の譲渡
- 四 第四十七条の四に規定する軽油の引取りを行った者が同条に規定する用途以外の用途に供するため当該引取りに係る軽油を自ら消費する場合における当該軽油の消費
- 五 特約業者及び元売業者以外の者が軽油の製造をして、当該製造に係る軽油を自ら消費し、又は他の者に譲渡する場合における当該軽油の消費又は譲渡
- 六 特約業者及び元売業者以外の者が軽油の輸入をする場合における当該軽油の輸入
- 2 特約業者又は元売業者が軽油を使用して軽油以外の炭化水素油（自動車の内燃機関の用に供することができる）と認められる炭化水素油で施行令第四十三条の三に規定するものを除く。）を製造する場合における当該軽油の使用は、前項第一号又は第二号に掲げる軽油の消費に含まれないものとする。
- 3 特約業者又は元売業者は、軽油を使用して軽油以外の炭化水素油を製造する場合においては、あらかじめ規則に定める届出書を知事に提出しなければならない。ただし、当該炭化水素油の製造が緊急を要する場合においては、事後に届出をすることができらる。
- 4 第一項第三号に掲げる軽油の譲渡をしようとする者は、施行令第四十三条の四第一項の届出書を知事に提出して同項の承認書の交付を受けなければならない。（軽油引取税の補完的納税義務）
- 第四十七条の二 第四十七条の二十四第一項第一号又は第二号の規定に違反して知事の承認を受けずに製造された軽油について、第四十六条第四項又は前条第一項第五号の規定により軽油引取税を納付する義務を負う者（以下この条において「納税義務者」という。）が特定できないとき又はその所在が明らかでないときは、当該軽油の製造を行った者又は当該軽油の製造の用に供した施設若しくは設備を所有する者で施行令第四十三条の五に規定するものは、当該納税義務者と連帯して当該軽油引取税に係る徴収金を納付する義務を負う。

- 2 前項の場合において、納税義務者が特定できないとき、又は納税義務者の所在が明らかでないときであつて当該納税義務者の第四十六条第四項に規定する事業所若しくは前条第一項第五号に規定する軽油の消費若しくは譲渡について直接関係を有する事務所若しくは事業所（以下この項において「事業所等」という。）が明らかでないときは、この節の適用については、当該軽油の製造が行われた場所を事業所等とみなす。
- （軽油引取税の課税免除）
- 第四十七条の三 次に掲げる軽油の引取りに対しては、第四十七条の十三第三項の規定による知事の承認があつた場合に限り、軽油引取税を課さない。
  - 一 軽油の引取りで本邦からの輸出として行われたもの
  - 二 既に軽油引取税を課された軽油に係る引取り
- 第四十七条の四 石油化学製品を製造する事業を営む者が当該事業の事業場においてエチレンその他の施行令第四十三条の六に規定する石油化学製品を製造するためにその原料の用途その他の同条に規定する用途に供する軽油の引取りに対しては、第四十七条の十六第一項の規定による免税証の交付があつた場合又は法第四百四十四条の三十一第四項若しくは第五項の規定による知事の承認があつた場合に限り、軽油引取税を課さないものとする。
- （特約業者の指定等）
- 第四十七条の五 知事は、元売業者との間に締結された販売契約に基づいて当該元売業者から継続的に軽油の供給を受け、これを販売することを業とする者（施行令第四十三条の九に規定する要件に該当する者を除く。）で、県内に主たる事務所又は事業所を有するものを、その者の申請に基づき、仮特約業者として指定する。
- 2 前項の規定による仮特約業者の指定の有効期間は、指定を受けた日から起算して一年とする。ただし、仮特約業者が次条第一項の規定による特約業者の指定を受けたときは、当該仮特約業者の指定は、その効力を失つ。
- 3 知事は、仮特約業者が施行令第四十三条の九に規定する要件に該当することとなつたときその他施行令第四十三条の十に規定する場合には、仮特約業者の指定を取り消すことができる。
- 第四十七条の六 知事は、県内に主たる事務所又は事業所を有する仮特約業者のうち

、施行令第四十三条の十一に規定する要件に該当するものを、当該仮特約業者の申請に基づき、特約業者として指定する。

2 知事は、特約業者が施行令第四十三条の十一に規定する要件に該当しなくなつたときその他施行令第四十三条の十二に規定する要件に該当するときは、特約業者の指定を取り消すことができる。

(軽油引取税の税率)

第四十七条の七 軽油引取税の税率は、一キロリットルにつき、一万五千円とする。

(軽油引取税の徴収の方法)

第四十七条の八 軽油引取税の徴収については、特別徴収の方法による。ただし、第四十六条第三項から第六項まで又は第四十七条の規定によつて軽油引取税を課する場合その他特別の必要がある場合における徴収は、申告納付の方法による。

2 法第四百四十四条の二十二第四項又は法第四百四十四条の二十五第五項の規定によつて軽油引取税を徴収する場合には、普通徴収の例による。

(軽油引取税の特別徴収義務者の指定等)

第四十七条の九 軽油引取税の特別徴収義務者は、元売業者及び特約業者とする。

2 軽油引取税の特別徴収義務者は、第四十六条第一項又は第二項に規定する軽油の引取りに対する軽油引取税を徴収しなければならない。

3 第一項の特別徴収義務者が元売業者又は特約業者の指定を取り消された場合には、その取消しの日に特別徴収義務者でなくなるものとする。

(軽油引取税の特別徴収義務者としての登録等)

第四十七条の十 軽油引取税の特別徴収義務者は、事務所又は事業所の事業を開始しようとする場合にはその五日前まで(事務所又は事業所の事業を開始した後において特別徴収義務者として指定された場合にはその指定された日の五日後まで)に、その引渡しに係る軽油の納入が行われることとなつた場合にはその納入の日の属する月の翌月末日までに、特別徴収義務者としての登録を事前に申請しなければならない。ただし、既に特別徴収義務者としての登録がなされている場合においては、この限りでない。

2 前項の登録を申請する場合において提出すべき申請書には、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に掲げる事項を記載しなければならない。

一 事務所又は事業所の事業を開始しようとする場合

イ 特別徴収義務者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつてはその代表者の氏名

ロ 事務所又は事業所の名称及び所在地並びに事務所又は事業所の代表者の氏名  
ハ 軽油の貯蔵設備がある場合には、その概要

二 事務所又は事業所の事業開始年月日  
ホ その他知事が必要と認める事項

二 事務所又は事業所の事業を開始した後において特別徴収義務者として指定された場合

イ 特別徴収義務者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつてはその代表者の氏名

ロ 事務所又は事業所の名称及び所在地並びに事務所又は事業所の代表者の氏名  
ハ 軽油の貯蔵設備がある場合には、その概要

二 特別徴収義務者として指定された日  
ホ その他知事が必要と認める事項

三 引渡しに係る軽油の納入が行われることとなつた場合

イ 特別徴収義務者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつてはその代表者の氏名  
ロ 軽油の納入地

ハ 当該納入を受ける者の氏名又は名称及び住所  
二 その他知事が必要と認める事項

3 知事は、第一項の登録の申請を受理した場合には、当該特別徴収義務者を登録特別徴収義務者として登録するとともに、その旨を当該特別徴収義務者に対し通知するものとする。

4 登録特別徴収義務者(前項の規定により登録を受けた特別徴収義務者をいう。以下この条において同じ。)は、登録をした事項に変更を生じた場合においては、その変更に係る事項について、遅滞なく、登録の変更の申請をしなければならない。

5 知事は、登録特別徴収義務者から登録の消除の申請があつたとき又は当該登録特別徴収義務者が特別徴収義務者でなくなつたときには、遅滞なく、当該登録特別徴

収義務者の登録を削除するものとする。

6 知事は、登録特別徴収義務者が次の各号のいずれにも該当することとなつたときは、当該登録特別徴収義務者の登録を削除することができる。

一 当該登録特別徴収義務者の事務所又は事業所が県内に所在しなくなつたこと。  
二 県内において一年以上当該登録特別徴収義務者からの軽油の納入が行われないこと。

7 知事は、登録特別徴収義務者の登録を削除したときは、遅滞なく、その旨を当該削除に係る者に対し通知するものとする。

(軽油引取税の特別徴収義務者としての証券の交付等)

第四十七条の十一 知事は、前条第一項の登録の申請を受理した場合には、その申請をした者のうち県内に事務所又は事業所を有するものに対し、その者の県内に所在する事務所又は事業所ごとに、法第四百四十四条の十六第一項の証券を交付する。

2 前項の証券の交付を受けた者は、軽油引取税の特別徴収の義務が消滅した場合又は事務所若しくは事業所を廃止した場合には、その消滅し、又は廃止した日から十日以内にその証券を知事に返さなければならない。

(軽油引取税の納税地)

第四十七条の十二 軽油引取税の納税地は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定めるものの所在地とする。

一 第四十六条第一項又は第二項の規定により軽油引取税を課する場合 引取りに係る軽油の現実の納入地

二 第四十六条第三項の規定により軽油引取税を課する場合 特約業者又は元売業者の事業所

三 第四十六条第四項の規定により軽油引取税を課する場合 石油製品販売業者の事業所

四 第四十六条第五項の規定により軽油引取税を課する場合 自動車の主たる設置場

五 第四十六条第六項の規定により軽油引取税を課する場合 特別徴収義務者の事務所又は事業所で軽油を直接管理するもの

六 第四十七条の規定により軽油引取税を課する場合 同条第一項第一号、第二号

又は第五号に該当する消費又は譲渡にあつては当該消費又は譲渡について直接関係を有する事務所又は事業所、同項第三号又は第四号に該当する消費又は譲渡にあつては第四十七条の十六の免税軽油の使用に係る事務所又は事業所、第六号に該当する輸入にあつては当該輸入について直接関係を有する事務所又は事業所

七 法第四百四十四条の二十二第四項又は法第四百四十四条の二十五第五項の規定により軽油引取税を課する場合 免税証を交付した県税事務所

2 知事は、前項の規定による納税地が適当でないとき認められる場合又はこれにより難いと認める場合においては、別に納税地を指定することができる。

(軽油引取税の申告納入の手續)

第四十七条の十三 軽油引取税の特別徴収義務者は、毎月末日までに、前月の初日から末日までの間において徴収すべき軽油引取税に係る課税標準たる数量(以下この節において「課税標準量」という。)及び税額並びに第四十七条の三又は第四十七条の四の規定によつて軽油引取税を課さないこととされる引取りに係る軽油の数量その他必要な事項を記載した法第四百四十四条の十四第二項の納入申告書を知事に提出し、及びその納入金を納入しなければならない。

2 前項の課税標準量は、特約業者からの引取りに係る軽油の数量にあつては当該軽油の数量から当該軽油の数量に百分の一を乗じて得た数量を控除した数量とし、元売業者からの引取りに係る軽油の数量にあつては当該軽油の数量から当該軽油の数量に百分の〇・三を乗じて得た数量を控除した数量とする。

3 第一項の場合において、第四十七条の三又は第四十七条の四の規定によつて軽油引取税を課さないこととされる引取りに係る軽油の数量については、施行規則第八条の三十七に規定するところにより、第四十七条の十第四項に規定する登録特別徴収義務者は、当該登録に係る知事が交付した免税証その他当該数量を証するに足りる書面を添付して知事の承認を受けなければならない。

4 第四十七条の十第四項に規定する登録特別徴収義務者は、第一項の期間について納入すべき軽油引取税額がない場合においても、同項及び前項の規定に準じて納入申告書を提出しなければならない。

(軽油引取税の申告納付の手續)

第四十七条の十四 第四十七条の八第一項ただし書の規定によつて軽油引取税を申告

納付すべき納税者は、次に定めるところによつて申告した税額をそれぞれ納付しなければならぬ。

一 第四十六条第三項に該当する特約業者又は元売業者にあつては、毎月末日までに、前月の初日から末日までの間における当該販売に係る軽油引取税の課税標準量及び税額その他必要な事項を記載した法第百四十四条の十八第二項の申告書を知事に提出すること。

二 第四十六条第四項に該当する石油製品販売業者にあつては、毎月末日までに、前月の初日から末日までの間における当該販売に係る軽油引取税の課税標準量及び税額その他必要な事項を記載した法第百四十四条の十八第二項の申告書を知事に提出すること。

三 第四十六条第五項に該当する自動車の保有者にあつては、毎月末日までに、前月の初日から末日までの間における当該消費に係る軽油引取税の課税標準量及び税額その他必要な事項を記載した法第百四十四条の十八第二項の申告書を知事に提出すること。

四 第四十六条第六項に該当する者にあつては、その者に係る特別徴収の義務が消滅した日の属する月の翌月の末日までに、その所有に係る軽油に係る軽油引取税の課税標準量及び税額その他必要な事項を記載した法第百四十四条の十八第二項の申告書を知事に提出すること。

五 第四十七条第一項第一号、第二号又は第五号に掲げる者にあつては、毎月末日までに、前月の初日から末日までの間における当該消費又は譲渡に係る軽油引取税の課税標準量及び税額その他必要な事項を記載した法第百四十四条の十八第二項の申告書を知事に提出すること。

六 第四十七条第一項第三号又は第四号に掲げる者にあつては、当該消費又は譲渡をした日から三十日以内に当該消費又は譲渡に係る軽油引取税の課税標準量及び税額その他必要な事項を記載した法第百四十四条の十八第二項の申告書を知事に提出すること。

七 第四十七条第一項第六号に掲げる者にあつては、当該軽油の輸入の時までに、当該輸入に係る軽油引取税の課税標準量、税額その他必要な事項を記載した申告書を知事に提出すること。

(第四十七条の八第二項による軽油引取税の徴収の手続)

第四十七条の十五 第四十七条の八第二項の規定によつて軽油引取税を徴収する場合においては、左に掲げる者に対して、軽油引取税の納税通知書を交付する。

一 法第百四十四条の二十二第一項の者又は同条第二項の法人若しくは人

二 法第百四十四条の二十五第二項の者又は同条第三項の法人若しくは人

2 前項の場合における軽油引取税の納期は、納税通知書の定めるところによる。

(軽油引取税に係る免税の手続)

第四十七条の十六 第四十七条の四に規定する用途に供するため、同条の規定によつてその引取りについて軽油引取税を課さないこととされる軽油(以下この節において「免税軽油」という。)の引取りを行おうとする同条に規定する者(以下この節において「免税軽油使用者」という。)は、あらかじめ、知事に法第百四十四条の

二十一第二項の申請書を提出して同項の免税軽油使用者証(以下この節において「免税軽油使用者証」という。)の交付を受けておかなければならない。この場合において、免税軽油使用者のうち知事の承認を受けた者にあつては、二人以上の者が

代表者を定めて免税軽油使用者証の交付を受けることができる。

2 免税軽油使用者証の有効期間は、免税軽油使用者証を交付した日から起算して三年を超えない範囲内において免税軽油使用者ごとに知事定める期間を経過する日までとする。

3 知事は、第一項の申請があつた場合において、免税軽油使用者が引取りを行おうとする免税軽油の用途が第四十七条の四に規定する用途に該当しないときその他施行令第四十三条の十五第十五項に規定するときを除き、免税軽油使用者証を交付しなければならぬ。

4 免税軽油使用者証の交付を受けた者(第一項後段の規定により二人以上の者が代表者を定めて免税軽油使用者証の交付を受けた場合にあつては、そのいずれかの者が)が地方税に関する法令の規定に違反したときその他軽油引取税の取締り又は保全上特に必要があると認めるときは、知事は、当該免税軽油使用者証及び当該免税軽油使用者証の提示を受けて交付した免税証の返納を命ずることができる。

5 免税軽油使用者は、免税軽油使用者証の交付を受けた後において、免税軽油の引取りを必要としなくなった場合においては、遅滞なく、当該免税軽油使用者証を知



事に返納しなければならない。

6 免税軽油使用者が、免税証の交付を受けようとする場合においては、そのつど、第一項の規定によりあらかじめ交付を受けている免税軽油使用者証を提示して法第百四十四条の二十一第一項の規定による申請書を知事に提出しなければならない。この場合において、県外に当該免税軽油の使用に係る事務所又は事業所が所在する免税軽油使用者で同項ただし書の規定により免税証の交付を受けようとする者は、施行令第四十三条の十五第十三項の届出書の写しを知事に提出しなければならない。

7 前項の申請書に記載する免税軽油の数量は、十八リットルを下らないようにするものとする。

8 第六項の規定による申請は、二人以上の免税軽油使用者が引取りを行おうとする免税軽油の数量をとりまとめ、その代表者からすることができる。この場合においては、当該代表者は、それぞれの者の免税軽油使用者証又は第一項後段の規定により交付を受けた免税軽油使用者証を提示するとともに、第六項の申請書に免税軽油使用者ごとに記名押印した施行令第四十三条の十五第十二項の明細書を添付しなければならない。

9 知事は、第六項の申請書の提出があつた場合において、免税軽油使用者が引取りを行おうとする軽油の数量がその用途及び使用期間に照らし適当でないと認めるときその他施行令第四十三条の十五第十六項に規定するときを除き、当該免税軽油使用者に対し、当該軽油の数量に相当する軽油の引取りを行うため必要とする免税証を交付する。

10 免税軽油使用者は、前項の免税証に記載された販売業者から免税軽油の引取りを行うものとする。ただし、免税軽油使用者が当該販売業者の事務所又は事業所の所在地以外の地において軽油の引取りを行う必要が生じたことその他やむを得ない理由がある場合においては、他の販売業者から免税軽油の引取りを行うことができる。

11 前項ただし書の場合において、免税軽油使用者は、免税証に記載された販売業者以外の販売業者から免税軽油の引取りを行うときは、当該免税証に記名押印しなければならない。

12 免税証の有効期間は、免税証を交付した日から起算して一年を超えない範囲内において免税軽油使用者ごとに知事が定める期間を経過する日までとする。

13 第五項の規定は、免税証について準用する。この場合において、「免税軽油使用者証」とあるのは、「免税証」と読み替えるものとする。

(施行令第四十三条の十五第十三項の規定による届出)

第四十七条の十七 県内に免税軽油の使用に係る事務所又は事業所が所在する免税軽油使用者は、法第百四十四条の二十一第一項ただし書及び施行令第四十三条の十五第十三項の規定により主たる事務所又は事業所所在地の道府県知事に免税証の交付を申請する場合においては、同条第十四項の届出書を知事に提出しなければならない。

(免税軽油の引取り等に係る報告義務)

第四十七条の十八 知事から免税軽油使用者証の交付を受けた者(第四十七条の十六第一項後段の規定により二人以上の者が代表者を定めて免税軽油使用者証の交付を受けた場合にあつては、それぞれの者。以下この項及び次項において同じ。)は、毎月末日までに(次項の規定により異なる提出期限が定められている場合には、当該期限までに)、前月の初日から末日までの間に行つた当該免税軽油使用者証に係る報告対象免税軽油(免税軽油使用者証を提示して交付を受けた免税証により引取りを行つた免税軽油をいう。以下この項及び次項において同じ。)の引取りに関する事実及びその数量(その事実がない場合には、その旨)、当該報告対象免税軽油の引渡しを行つた販売業者の事務所又は事業所所在地及び氏名又は名称、当該販売業者に提出した当該免税軽油使用者証を提示して交付を受けた免税証に関する事項並びに前月の初日から末日までの間に行つた当該免税軽油使用者証に係る報告対象免税軽油の使用に関する事実及びその数量(その事実がない場合には、その旨)その他の施行規則第八条の三十九第一項に規定する事項を記載した報告書を、知事に提出しなければならない。ただし、前月の初日から末日までの間を通して、当該免税軽油使用者証の交付を受けた者が当該免税軽油使用者証を提示して交付を受けた免税証を有せず、かつ、当該免税軽油使用者証に係る報告対象免税軽油を保有していない場合は、この限りでない。

2 前項の規定にかかわらず、免税軽油使用者証の交付を受けた者で、引取りを行う

当該免税軽油使用者証に係る報告対象免税軽油の数量が少量であることその他の特別の事情があると知事が認めるものについては、第四十七条の十六第十一項の規定により知事が定める免税証の有効期間の初日から末日までの間に当該免税証により引取りを行つた免税軽油を前項の報告対象免税軽油とみなし、同項に規定する報告書の提出の期限を、当該有効期間の末日の属する月の翌末日とする。ただし、当該免税証の有効期間の末日を経過した後になお報告対象免税軽油を保有し、かつ、新たに免税証の交付を受けていない場合については、有効期間経過後の毎月末日までに報告書を提出するものとする。

(軽油引取税の徴収猶予の申請の手続)

第四十七条の十九 法第四百四十四条の二十九第一項の規定による徴収猶予の申請をする軽油引取税の特別徴収義務者は、規則に定める申請書に徴収猶予を必要とする理由を証する書類を添付して、知事に申請しなければならない。この場合において、当該特別徴収義務者は、施行令第四十三条の十六第一項に定める要件に該当して担保を徴する必要があると知事が認めるときを除き、その徴収猶予に係る金額に相当する担保で法第十六条第一項各号に掲げるものを提供しなければならない。

(軽油引取税の徴収不能額等の還付又は納入義務の免除の申請等)

第四十七条の二十 法第四百四十四条の三十第一項に規定する徴収不能額等の還付又は納入義務の免除を申請する特別徴収義務者は、施行規則第十六号の十四様式による申請書に徴収不能額等の還付又は納入義務の免除を必要とする理由を証明すべき書類を添付して、知事に申請しなければならない。

2 前項の規定により軽油引取税額に相当する額を還付する場合において、還付を受ける特別徴収義務者の未納に係る徴収金があるときは、当該還付すべき額をこれに充当する。

(軽油を返還した場合における措置)

第四十七条の二十一 軽油引取税の特別徴収義務者から軽油引取税が課される軽油の引取りが行われた後販売契約の解除により、その引取りに係る軽油の全部又は一部が当該特別徴収義務者に返還された場合において、その引取りに係る軽油の軽油引取税額がまだ納入されていないときは、当該特別徴収義務者は、当該軽油が返還された日から一月以内に次に掲げる事項を記載した書面を知事に提出しなければならない。

ない。

一 特別徴収義務者の住所及び氏名又は名称

二 営業所の名称、所在地及び代表者の氏名

三 当該販売契約による軽油の引取りが行われた年月日及び引取りに係る軽油の数量

四 販売契約の解除の理由及び解除があつた年月日

五 返還に係る軽油の数量及び返還があつた年月日

六 その他知事が必要と認める事項

2 軽油引取税の特別徴収義務者は、法第四百四十四条の三十一第一項の規定により、納入に係る軽油引取税額のうち当該返還された軽油に対応する部分の税額及びこれに係る徴収金の還付を受けようとする場合においては、規則に定める還付申請書を知事に提出しなければならない。

3 前二項の場合においては、当該特別徴収義務者は、その返還があつたこと及びその数量を証するに足りる書面を添付しなければならない。

(免税軽油以外の軽油の引取り後において免税用途に供した場合の措置)

第四十七条の二十二 法第四百四十四条の三十一第四項又は第五項の規定により、軽油引取税額の納入の免除又は納入に係る軽油引取税額のうち当該使用に係る軽油に対応する部分の税額及びこれに係る徴収金の還付を受けようとする免税取扱特別徴収義務者は、規則に定める申請書によつて知事に申請しなければならない。

2 前項の申請書には免税証を交付した道府県知事の承認書を添付しなければならない。

(法第四百四十四条の三十一第四項又は第五項の知事の承認)

第四十七条の二十三 法第四百四十四条の三十一第四項又は第五項の規定により、知事の承認を受けようとする免税軽油使用者は、規則に定める承認申請書に、その事実を証するに足りる書面を添付して提出しなければならない。

2 知事は、前項の承認をした場合においては、規則に定める承認書を同項の免税軽油使用者に交付する。

(製造等の承認を受ける義務等)

第四十七条の二十四 元売業者(第一号及び第二号に掲げる場合にあつては、法第百

四十四条の七第一項第一号に掲げる者で、同項の規定により元売業者としての指定を受けたものを除く。）、特約業者、石油製品販売業者、軽油製造者等（軽油の製造又は輸入をする者で元売業者以外のものをいう。）及び自動車の保有者は、次に掲げる場合においては、製造、譲渡又は消費（以下この条において「製造等」という。）を行う時期、数量その他の施行規則第八条の四十一に規定する事項を定めて、当該製造等を行う日の十日前までに知事に申請し、その承認を受けなければならない。

一 軽油と軽油以外の炭化水素油を混和して炭化水素油を製造するとき。

二 前号に規定する場合のほか、軽油を製造するとき。

三 燃料炭化水素油を自動車の内燃機関の燃料として譲渡するとき。

四 燃料炭化水素油（この項の承認を受けて譲渡された前号の燃料炭化水素油を除く。）を自動車の内燃機関の燃料として消費するとき。

2 前項の場合において、知事は、軽油引取税の取締り又は保全上特に必要があると認めるときを除き、同項の承認を与えるものとする。

3 第一項の承認を受けた者は、帳簿を備え、製造等を行った時期、数量その他当該承認を受けた事項に関する事実をこれに記載しなければならない。

4 第一項の承認は、製造等承認証を交付して行う。

5 第一項の承認を受けた者は、当該承認に係る製造等を行うとき又は当該製造等に係る炭化水素油を保有しているときは、前項の製造等承認証を所持していなければならない。

6 第一項第三号に係る承認を受けた者は、当該承認に係る燃料炭化水素油を自動車の内燃機関の燃料として自動車の保有者に譲渡するときは、自動車用炭化水素油譲渡証及びその写しを作成して、当該自動車用炭化水素油譲渡証を当該自動車の保有者に交付するとともに、その写しを保管しなければならない。

（事業の閉廃等の届出）

第四十七条の二十五 県内に主たる事務所又は事業所を有する特約業者、石油製品販売業者及び軽油製造業者等（軽油の製造又は輸入をすることを業とする者で元売業者以外のものをいう。以下この節において同じ。）は、事業を開始しようとするときは、その五日前までに、その旨を、当該事務所又は事業所ごとに、知事に届け出

なければならない。その事業を廃止し、又は休止しようとするときも、同様とする。

2 県内に主たる事務所又は事業所を有する軽油製造業者等が、特約業者、石油製品販売業者又は軽油製造業者等と、継続的に軽油の供給を行う販売契約を締結したときは、その当事者は、その五日後までに、その旨を知事に届け出なければならない。当該販売契約が終了したときも、同様とする。

3 特約業者、石油製品販売業者及び軽油製造業者等は、前二項の規定により届け出た事項に異動を生じた場合には、遅滞なく、その旨を当該各項の規定に準じて知事に届け出なければならない。

（軽油の引取りの報告等）

第四十七条の二十六 元売業者、特約業者及び軽油製造業者等は、毎月末日までに、前月の初日から末日までの間に行つた軽油の引取り、引渡し、納入、製造及び輸入に関する事実並びにその数量、前月の末日における軽油の在庫数量その他の施行規則第八条の四十七に規定する事項を知事に報告しなければならない。

2 前項に規定する者以外の者は、軽油の製造をした場合には、当該製造をした日から三十日以内に軽油の製造に関する事実及びその数量その他の施行規則第八条の四十八に規定する事項を知事に報告しなければならない。

3 前二項に規定する者は、これらの規定により報告した事項に異動を生じた場合には、遅滞なく、その旨を知事に報告しなければならない。

（帳簿記載義務）

第四十七条の二十七 元売業者、特約業者、石油製品販売業者及び軽油製造業者等は、帳簿を備え、施行規則第八条の五十三に規定するところにより、軽油又は燃料炭化水素油の引取り、引渡し、納入、貯蔵及び消費に関する事実をこれに記載しなければならない。

第四十八条の見出しを「（自動車税の納税義務者等）」に改め、同条第一項中「昭和二十六年法律第百八十五号」を削り、「本節について」を「この節において」に改める。

第五十条第一項第三号イ⑦及びロ③ア中「最大積載量に応ずる」を削る。

第五十四条第一項中「第八十七条の八第一項各号」を「第四十二条第一項各号」に

改める。

第三章第一節及び第二節を次のように改める。

第一節及び第二節 削除

第八十七条から第一百五十五条まで 削除

第一百六条の四第二項中「狩猟者登録税」を「狩猟税」に改める。

第一百九条第一項中「第四百七条の二第三項」を「第四百七条の二十四第三項」に、「

第一百五十五条」を「第四百七条の二十七」に改め、同項の表第四号中「第四百七条の二第三

項」を「第四百七条の二十四第三項」に改め、同表第五号中「第一百五十五条」を「第四十

七条の二十七」に改める。

付則第八条第二項中「第六条第一項」を「第八条第二項第一号」に、「農業振興地

域内」を「農用地区域（次項において「農用地区域」という。）内」に、「平成二十

一年三月三十一日まで」を「平成二十一年四月一日から平成二十三年三月三十一日ま

での間」に、「次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額」を「当該

土地の価格の三分の一に相当する額（当該取得が他の土地との交換による取得である

場合にあつては、当該三分の一に相当する額又は当該交換によつて失つた土地の固定

資産課税台帳に登録された価格（当該交換によつて失つた土地の価格が固定資産課税

台帳に登録されていない場合には、施行令附則第七条第二項に規定するところにより

、知事が法第三百八十八条第一項の固定資産評価基準によつて決定した価格）に相当

する額のいずれが多い額）」に改め、同項各号を削り、同条第四項、第七項から第九

項まで、第十二項及び第十三項中「平成二十一年三月三十一日」を「平成二十三年三

月三十一日」に改め、同条第十七項中「平成二十一年三月三十一日」を「平成二十二

年三月三十一日」に改め、同条第十八項及び第二十三項から第二十五項までの規定中

「平成二十一年三月三十一日」を「平成二十三年三月三十一日」に改め、同条第二十

六項中「平成二十一年三月三十一日」を「平成二十三年三月三十一日」に、「に行わ

れた」を「の間に行われた」に改め、同条第二十八項中「平成二十一年三月三十一日

」を「平成二十三年三月三十一日」に改める。

付則第八条の二第一項中「平成二十一年三月三十一日」を「平成二十四年三月三十

一日」に改める。

付則第八条の四第一項及び第三項中「平成二十一年三月三十一日」を「平成二十三

年三月三十一日」に改め、同条第五項中「平成十九年八月六日から平成二十一年三月

三十一日まで」を「平成二十一年四月一日から平成二十三年三月三十一日まで」に改

め、「従つて事業の譲渡」の下に「若しくは資産の譲渡（当該計画に従つて行われる

事業の譲渡と一体のものとして行われる資産の譲渡又は当該計画に従つて行われる他

の資産の譲渡と併せて一の事業の譲渡とみなすことができる資産の譲渡として施行規

則附則第三条の二の二十七に規定するものに限る。以下この項において同じ。）」を

、「から事業の譲渡」の下に「若しくは資産の譲渡」を加える。

付則第八条の五第一項及び第三項中「平成二十一年三月三十一日」を「平成二十四

年三月三十一日」に改める。

付則第九条の二の次に次の四条を加える。

（自動車取得税の税率及び免税点の特例）

第九条の二の二 知事は、第六項に規定する電気自動車、第七項各号に掲げる天然ガ

ス自動車、第八項に規定する充電機能付電力併用自動車、第九項各号に掲げる電力

併用自動車又は第十項第三号に掲げる軽油自動車で初めて新規登録等（道路運送車

両法第七条の規定による登録又は同法第五十九条の規定による検査（検査対象軽自

動車に係るものに限る。）をいう。以下この条において同じ。）を受けるものの取

得が平成二十四年三月三十一日までに行われた場合においては、第三十五条第一項

の規定にかかわらず、当該自動車の取得に対しては、自動車取得税を課さない。

2 家用の自動車（第三十五条第一項の自動車をいう。以下この条において同じ。

）で軽自動車（道路運送車両法第三条の軽自動車をいう。）以外のものの取得に対

して課する自動車取得税の税率は、当該取得が平成三十年三月三十一日までに行わ

れたときに限り、第三十八条の規定にかかわらず、百分の五とする。

3 法附則第十二条の二の二第十項第一号若しくは第二号に掲げる軽油自動車又は第

十一項に規定する第一種省エネルギー自動車で初めて新規登録等を受けるものの取

得（第一項の規定の適用がある場合の自動車の取得を除く。）に対して課する自動

車取得税の税率は、当該取得が平成二十四年三月三十一日までに行われたときに限

り、第三十八条及び前項の規定にかかわらず、当該取得についてこの項の規定の適

用がないものとした場合に適用されるべき同条又は前項に定める率に四分の一を乗

じて得た率とする。

4 法附則第十二条の二の第五項各号に掲げる自動車であつて新規登録等を受けるものの取得（第一項又は前項の規定の適用がある場合の自動車の取得を除く。）に對して課する自動車取得税の税率は、当該取得が平成二十四年三月三十一日までに行われたときに限り、第三十八条及び第二項の規定にかかわらず、当該取得についてこの項の規定の適用がないものとした場合に適用されるべき同条又は第二項に定める率に二分の一を乗じて得た率とする。

5 電気自動車（電気を動力源とする自動車）で施行規則附則第四条の第五項に規定するものをいう。）で初めて新規登録等を受けるもの以外の電気自動車の取得に對して課する自動車取得税の税率は、当該取得が平成二十四年三月三十一日までに行われたときに限り、第三十八条及び第二項の規定にかかわらず、当該取得についてこの項の規定の適用がないものとした場合に適用されるべき同条又は第二項に定める率から百分の二・七を控除した率とする。

6 法附則第十二条の二の第七項各号に掲げる天然ガス自動車（専ら可燃性天然ガスを内燃機関の燃料として用いる自動車）で施行規則附則第四条の第六項に規定するものをいう。以下この項において同じ。）で初めて新規登録等を受けるもの以外の天然ガス自動車の取得に對して課する自動車取得税の税率は、当該取得が平成二十四年三月三十一日までに行われたときに限り、第三十八条及び第二項の規定にかかわらず、当該取得についてこの項の規定の適用がないものとした場合に適用されるべき同条又は第二項に定める率から百分の二・七を控除した率とする。

7 充電機能付電力併用自動車（次項に規定する電力併用自動車のうち、動力源として用いる電気を外部から充電する機能を備えているもので施行規則附則第四条の第四十一項に規定するものをいう。）で初めて新規登録等を受けるもの以外の充電機能付電力併用自動車の取得（前項の規定の適用がある場合の自動車の取得を除く。）に對して課する自動車取得税の税率は、当該取得が平成二十四年三月三十一日までに

行われたときに限り、第三十八条及び第二項の規定にかかわらず、当該取得についてこの項の規定の適用がないものとした場合に適用されるべき同条又は第二項に定める率から百分の二・四を控除した率とする。

8 法附則第十二条の二の第九項各号に掲げる電力併用自動車（内燃機関を有する自動車）で併せて電気その他の施行規則附則第四条の第十二項に規定するものを動

力源として用いるものであつて、廃エネルギーを回収する機能を備えていることにより大気汚染防止法（昭和四十三年法律第九十七号）第二条第十四項に規定する自動車排出ガスの排出の抑制に資するもので施行規則附則第四条の第十三項に規定するものをいう。以下この項において同じ。）で初めて新規登録等を受けるもの以外の電力併用自動車の取得（前二項の規定の適用がある場合の自動車の取得を除く。）に對して課する自動車取得税の税率は、当該取得が平成二十四年三月三十一日までに行われたときに限り、第三十八条及び第二項の規定にかかわらず、当該取得についてこの項の規定の適用がないものとした場合に適用されるべき同条又は第二項に定める率から百分の一・六（当該電力併用自動車がバス又はトラックである場合にあつては、百分の二・七）を控除した率とする。

9 法附則第十二条の二の第十項各号に掲げる軽油自動車であつて新規登録等を受けるもの以外の軽油自動車の取得（前三項、第十項又は第十一項の規定の適用がある場合の自動車の取得を除く。）に對して課する自動車取得税の税率は、当該取得が平成二十二年三月三十一日までに行われたときに限り、第三十八条及び第二項の規定にかかわらず、当該取得についてこの項の規定の適用がないものとした場合に適用されるべき同条又は第二項に定める率から、法附則第十二条の二の第十項第一号に掲げる軽油自動車にあつては百分の二（当該取得が平成二十一年十月一日から平成二十二年三月三十一日までの間に行われた場合にあつては、百分の一）を、同項第二号に掲げる軽油自動車にあつては百分の二を、同項第三号に掲げる軽油自動車にあつては百分の一（当該取得が平成二十一年十月一日から平成二十二年三月三十一日までの間に行われた場合にあつては、百分の〇・五）をそれぞれ控除した率とする。

10 自動車の取得が平成三十年三月三十一日までに行われた場合における第三十九条の規定の適用については、同条中「十五万円」とあるのは、「五十万円」とする。

11 第一種省エネルギー自動車（エネルギー消費効率が基準エネルギー消費効率に百分の百二十五を乗じて得た数値以上の自動車のうち、窒素酸化物の排出量が道路運送車両法第四十一条の規定により平成十七年十月一日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準に定める窒素酸化物の値で施行規則附則第四条の四第二十四項に規定するもの（次項において「平成十七年窒素酸化物排出許容限度

「と。）」の四分の一を超えないもので施行規則附則第四条の四第二十五項に規定するものをいう。）で初めて新規登録等を受けるもの以外の第一種省エネルギー自動車取得（第四項から第七項までの規定の適用がある場合の自動車の取得を除く。）に係る第三十七条第一項の規定の適用については、当該取得が平成二十二年三月三十一日までに行われたときに限り、同項中「取得価額」とあるのは、「取得価額から三十万円を控除して得た額」とする。

12 第二種省エネルギー自動車（エネルギー消費効率が基準エネルギー消費効率に百分の百十五を乗じて得た数値以上の自動車のうち、窒素酸化物の排出量が平成十七年窒素酸化物排出許容限度の四分の一を超えないもので施行規則附則第四条の四第二十六項に規定するものをいう。）で初めて新規登録等を受けるもの以外の第二種省エネルギー自動車の取得（第四項から第七項まで又は前項の規定の適用がある場合の自動車の取得を除く。）に係る第三十七条第一項の規定の適用については、当該取得が平成二十二年三月三十一日までに行われたときに限り、同項中「取得価額」とあるのは、「取得価額から十五万円を控除して得た額」とする。

13 前二項の規定は、第四十二条第一項又は第二項の規定により提出される申告書又は修正申告書に、当該自動車の取得につき前二項の規定の適用を受けようとする旨その他の施行規則附則第四条の四第二十七項に規定する事項の記載がある場合に限り、適用する。

（軽油引取税に係るみなし揮発油の特例）

第九条の二の三 当分の間、第四十六条第三項に規定する揮発油には、租税特別措置法第八十八条の六の規定により揮発油とみなされる揮発油類似品を含むものとする。

（軽油引取税の課税免除の特例）

第九条の二の四 知事は、平成二十四年三月三十一日までに行われる次に掲げる軽油の引取りに対しては、第四十六条第一項及び第二項の規定にかかわらず、法附則第十二条の二の四第一項に規定する場合に限り、軽油引取税を課さないものとする。

一 船舶の使用者が当該船舶の動力源に供する軽油の引取り

二 海上保安庁その他施行令附則第十条の二の二第一項に規定する者が航路標識法（昭和二十四年法律第九十九号）第一条の規定により設置し、及び管理する航

路標識の電源の用途その他公用又は公共の用に供する施設又は機械の電源又は動力源の用途と同項に規定するものに供する軽油の引取り

三 鉄道事業又は軌道事業を営む者その他施行令附則第十条の二の二第二項に規定する者が鉄道用車両又は軌道用車両（日本貨物鉄道株式会社にあつては、施行令附則第十条の二の二第三項に規定する機械を含む。）の動力源に供する軽油の引取り

四 農業又は林業を営む者その他施行令附則第十二条の二の二第四項に規定する者が動力耕うん機その他の同条第五項に規定する機械の動力源に供する軽油の引取り

五 陶磁器製造業、木材加工業その他の施行令附則第十二条の二の二第六項に規定する事業を営む者が製造工程における焼成又は乾燥の用途、これらの事業の事業場において使用する機械又は装置の動力源の用途その他の同項に規定する用途に供する軽油の引取り

2 第四十七条の十六第一項の免税軽油使用者は、同項の免税軽油使用者証の交付を受けた後において、前項各号に規定する機械又は設備（以下この項において「免税機械等」という。）について型式の変更、数量の増加その他の理由により、当該免税軽油使用者証の記載事項に異動があつた場合においては、遅滞なく知事に申請して当該免税軽油使用者証の書換えを受けなければならない。

（軽油引取税の税率の特例）

第九条の二の五 平成三十年三月三十一日までに第四十六条第一項若しくは第二項に規定する軽油の引取り、同条第三項の燃料炭化水素油の販売、同条第四項の軽油若しくは燃料炭化水素油の販売、同条第五項の炭化水素油の消費若しくは第四十七条第一項各号の軽油の消費、譲渡若しくは輸入が行われた場合又は当該期間に軽油引取税の特別徴収義務者が第四十六条第六項の規定に該当するに至つた場合における軽油引取税の税率は、第四十七条の七の規定にかかわらず、一キロリットルにつき、三万二千円とする。

付則第九条の三第一項中「三輪小型自動車の最大積載量に應ずる」を「三輪小型自動車の」に改め、同項の表第五十条第一項第五号イの項及び第五十条第一項第五号ロの項を次のように改める。

第五十条第一項第五号イ	四千五百円	四千九百円
第五十条第一項第五号ロ	六千円	六千六百元

付則第九条の三第二項中「三輪小型自動車の最大積載量に応ずる」を「三輪小型自動車の」に改め、同項の表第五十条第一項第五号イの項及び第五十条第一項第五号ロの項を次のように改める。

第五十条第一項第五号イ	四千五百円	二千五百円
第五十条第一項第五号ロ	六千円	三千円

付則第九条の三第四項中「三輪小型自動車の最大積載量に応ずる」を「三輪小型自動車の」に改め、同項の表第五十条第一項第五号イの項及び第五十条第一項第五号ロの項を次のように改める。

第五十条第一項第五号イ	四千五百円	二千五百円
第五十条第一項第五号ロ	六千円	四千五百円

付則第十一条第三項中「第二十条の五の三前段」を「第二十条の五の三中」「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに付則第十一条第一項に規定する長期譲渡所得の金額」と、同項前段に改める。

付則第十二条第四項中「第二十条の五の三前段」を「第二十条の五の三中」「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに付則第十二条第一項に規定する短期譲渡所得の金額」と、同項前段に改める。

付則第十三条及び第十四条を次のように改める。  
第十三条及び第十四条 削除  
付則第十四条の二及び第十四条の三を削る。

(福岡県税条例の一部を改正する条例の一部改正)  
第二条 福岡県税条例の一部を改正する条例(平成二十年福岡県条例第二十号)の一部を次のように改正する。

附則第一条第六号中「第九項」を「第六項」に改め、同条第七号中「並びに」を「、」に改め、「同条第二項の改正規定」の下に「並びに附則第二条第七項から第九項

までの規定」を加える。

附則第二条第二項及び第三項中「平成二十二年十二月三十一日」を「平成二十三年十二月三十一日」に改め、同条第六項中「平成二十二年十二月三十一日」を「平成二十三年十二月三十一日」に、「次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める金額」を「当該上場株式等に係る課税配当所得の金額の百分の一・二」に改め、同項各号を削り、同条第九項中「平成二十二年十二月三十一日」を「平成二十三年十二月三十一日」に、「次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める金額」を「上場株式等に係る課税譲渡所得等の金額の百分の一・二」に改め、同項各号を削る。

附則

(施行期日)

第一条 この条例は、平成二十一年四月一日から施行する。

(不動産取得税に関する経過措置)

第二条 別段の定めがあるものを除き、第一条の規定による改正後の福岡県税条例(以下「新条例」という。)の規定中不動産取得税に関する部分は、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)以後の不動産の取得に対して課すべき不動産取得税に

ついて適用し、施行日前の不動産の取得に対して課する不動産取得税については、なお従前の例による。

(自動車取得税に関する経過措置)

第三条 新条例の規定中自動車取得税に関する部分は、施行日以後の自動車の取得に対して課すべき自動車取得税について適用し、施行日前の自動車の取得に対して課する自動車取得税については、なお従前の例による。

(軽油引取税に関する経過措置)

第四条 新条例の規定中軽油引取税に関する部分は、施行日以後に新条例第四十六条第一項若しくは第二項に規定する軽油の引取り、同条第三項の燃料炭化水素油の販売、同条第四項の軽油若しくは燃料炭化水素油の販売、同条第五項の炭化水素油の消費若しくは新条例第四十七条第一項各号(第三号又は第四号を除く。)の軽油の消費、譲渡若しくは輸入が行われた場合又は施行日以後に軽油引取税の特別徴収義務者が新条例第四十六条第六項の規定に該当するに至った場合において課すべき軽油引取税について適用する。